

名古屋高等裁判所金沢支部 平成●●年(〇〇)第●●号 不当税金国家賠償請求控訴事件
国側当事者・国

平成27年7月8日却下・棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・金沢地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成27年3月17日判決、本資料265号-47・順号12630)

判	決
控訴人	甲
控訴人	乙
被控訴人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	藤枝 祐人
同	立田 渉
同	土田 悟士
同	奥村 仁
同	大豊 一郎
同	清水 博美
同	花野 裕司
同	上野 芳裕
同	信本 努
同	岩網 重則
同	平岩 大輔
同	若山 隆男
同	高野 晶弘

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴人らの当審における弁護士費用の支払を求める訴えを却下する。
- 3 当審における訴訟費用は、控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人甲に対し2250万円、控訴人乙に対し524万0800円及びこれらに対する平成3年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員と弁護士費用を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件(原審における控訴人らの請求)は、株式会社A(以下「本件法人」という。)の役員で

あった控訴人らが、本件法人の法人税申告の内容に関する問題点を金沢税務署長が指摘しなかったため、平成2年2月期（平成元年3月1日から平成2年2月28日までの事業年度）及び平成3年2月期（平成2年3月1日から平成3年2月28日までの事業年度）において本来であれば支払われることのなかった過大な役員報酬を本件法人から受け取ることになり、そのため多額の所得税を課されて損害を被ったと主張して、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求として、控訴人甲については本件各事業年度の所得税相当額2250万円及びうち1125万円に対する平成2年2月28日から、うち1125万円に対する平成3年2月28日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金、控訴人乙については本件各事業年度の所得税相当額524万0800円及びうち214万9200円に対する平成2年2月28日から、うち309万1600円に対する平成3年2月28日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の各支払を求めた事案である。

2 原審は控訴人らの請求をいずれも棄却したため、控訴人らが控訴した。

控訴人らは、当審において、原審の請求に関する不服の範囲を、控訴人甲については2250万円及びこれに対する平成3年9月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める部分とし、控訴人乙については524万0800円及びこれに対する平成3年9月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める部分とし、また、被控訴人らに対し弁護士費用の支払を求める訴えを追加した。

3 本件の前提事実、争点及びこれに関する当事者双方の主張は、原判決「事実及び理由」欄の第2の1及び2に記載されたとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの本件請求（当審における追加請求を除く。）はいずれも理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の第3の1に記載されたとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決5頁5行目の「主張するが、」の次に「そもそも仕入れの計上漏れといった事実は外部からは容易に判明し難く、納税の申告をする者が自ら精査して訂正すべき事柄であり、しかも、」を、同11行目の次に「なお付言すると、控訴人らは、その主張によっても明らかのように、本件各事業年度において本件法人から現に役員報酬（控訴人甲について平成2年2月期に3535万円、平成3年2月期に3440万円、控訴人乙について平成2年2月期に1444万円、平成3年2月期に1692万円）を受領し、これらに相応する前記の所得税を申告納税したというのであるから、現に受領した役員報酬について相応の所得税が課されることは税法上当然であって、当該課税は何ら違法ではない。」をそれぞれ加える。

2 控訴人らは、当審において、弁護士費用の支払を求める請求を追加したが、請求金額が特定されていないから、これに係る訴えは不適法である。なお、この点は、当審の口頭弁論期日前の平成27年6月2日に控訴人らに送達された被控訴人の答弁書において既に指摘されているから、改めて補正を命ずる必要はないものである。

第4 結論

よって、控訴人らの本件請求（当審における追加請求を除く。）はいずれも理由がないから、これらを棄却した原判決は相当であって、本件控訴はいずれも理由がない。

また、控訴人らの当審における追加請求に係る訴えは不適法であるから、これらを却下することとする。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 内藤 正之

裁判官 寺本 明広

裁判官 大野 博隆